

平成29年(ワ)第552号 国家賠償請求事件

原告 X

被告 国ほか1名

2019年6月10日

5

水戸地方裁判所民事第1部合議A係御中

求釈明申立書

10

原告訴訟代理人弁護士 児玉晃一

第1 求釈明事項

被告国において以下の各事実を明らかにするよう、釈明を求めます。

- ①本件当時、W氏がいた入国者収容所東日本入国管理センター内休養4号室
における動静監視体制はどのようなものだったのか。 15
- ②2014年3月29日18時から同月30日午前7時までの間、誰が、どの
ような手段で、W氏の動静を監視していたのか。
- ③上記②の監視に当たっていた職員は、W氏の動静監視について医師もしくは
は上司からどのような指示を受けていたのか。 20
- ④乙12号証に写っている各入管職員はW氏の様子を見て、どのような状況
にあると判断し、救急搬送の必要性についてどのように判断したのか。
- ⑤W氏の様子について各入管職員の間での申し送りはどのような内容だったか。
- ⑥休養・単独・保護室動静日誌(甲15)は誰がどのようにして作成したのか。

第2 必要性

25 求釈明申立書

1 本件では、大声を出してもがき苦しむ W 氏に対して医師の診察を受けさせるか、救急搬送すべき義務があったかどうかが主要な争点となっています（2018年1月11日付け原告第4準備書面、平成31年3月22日付け被告国準備書面（2）参照）。

2 被告国は、上記準備書面（2）において、原告が第4準備書面で主張した注意義務違反をことごとく争っていますが、被告国の主張や、被告国が提出したビデオ（乙12）からは、本件当時、入管職員らがどのような監視体制を取っていたのか、また、ビデオを見ていたのが誰なのか、時折休養室内に入って W 氏の世話をしたり、廊下から動静監視をしたという職員が誰なのか、目の前で叫ぶ W 氏を見てどのような判断をしたのか等の具体的な事実が全く明らかになっていません。 5 10

法務省内部の報告書（甲2）18頁では、「通常の監視カメラによる24時間体制のモニター監視を中心としたもので」とあるだけで、音声は確認できる

のかどうかもわかりません。「中心とした」とありますから、それ以外に何らかの体制を取っていたことがわかりませんが、それがどのようなものだったのかもわかりません。

3 さらに、休養・単独・保護室動静日誌（甲15）についても、誰がどのようなタイミングで記載したのかもわかりません。

(1) 動静日誌と、被告国が提出したビデオとを対比したのが右の表です（ビデオの時刻は開始時刻）。

(2) これを見ると、ビデオでは3月29日22時55分に動静監視に行ったはずなのが（表の1）、動静日誌には記録がありません。

	時刻	甲15 動静日誌	乙12 ビデオ
1	22:55		○
2	23:32	○	
3	23:54		○
4	0:33		○
5	0:35	○	
6	0:39		○
7	1:01		○
8	1:26	○	
9	2:30	○	
10	3:22		○
11	3:25	○	
12	4:22	○	
13	4:51		○
14	5:30	○	
15	5:46		○
16	6:18	○	
17	6:56	○	○
18	7:01	○	

同様に、同日23時54分（表の3）3月30日午前0時39分（表の6）、同日午前1時1分（表の7）、午前4時51分（表の13）、午前5時46分（表の15）も動静日誌には記載がありません。

(3) また、動静日誌に記載があるのに、ビデオは存在しないものが、3月29日23時32分（表の2）、3月30日午前1時26分（表の8）、同日午前2時30分（表の9）、同日午前4時22分（表の12）、同日午前5時30分（表の14）、同日午前6時18分（表の16）です。

ア これらは、単にビデオ編集上カットをしたものかとも思いましたが、被告国の主張によれば、「消灯後、監視カメラによる24時間体制での動静監視のみならず、最長でも1時間30分以内の間隔で、9回にわたって休養室の前に赴き、亡Wの動静を、目視及び聴聞にて確認していた（乙1

5

10

15

20

25 求釈明申立書

2号証(14)ないし(22)。」とのことですから(被告準備書面(2)18頁)、消灯後休養室前に赴いたのは9回ということがわかります。

イ そして、動静監視日誌(甲15)でも、消灯時刻の3月29日22時26分より後、翌30日6時56分の点灯を含めた動静監視は9回で、回数
5
は同じです。ですから、動静日誌に書いてあるけれどもビデオ編集ではカットした、ということでもないと考えられます。

ウ そうしてみると、動静日誌(甲15)とビデオが一致しているのは、上記表の4と5、10と11、17くらいなのです。

エ 2019年5月24日の口頭弁論期日で、被告国の指定代理人は、動静
10
日誌(甲15)で監視体制は明らかになっている旨の主張を口頭でされて
いましたが、これだけの相違がある以上、入管職員の注意義務を判断する
前提として、その監視が具体的にどのようなものだったのかを明らかにす
るため、動静日誌の作成経緯についても真実を明らかにすべきです。

以 上